

## 特殊詐欺等防止対策機器の購入に対し補助金を交付します

伊那市では、「オレオレ詐欺」などの「特殊詐欺」や「悪質商法の勧誘」など、電話による高齢者の被害を抑止するため、特殊詐欺等への対策機能の付いた電話機等の購入・設置にかかる費用について補助金を交付します。

### 1 対象となる機器

- ① 通話の内容を自動的に録音する機能がある電話機
- ② 電話機に接続し、自動的に通話を録音する装置
- ③ 電話機に接続し、自動的に着信を切断する装置

### 2 補助金の対象者

市内の販売店から機器を購入し、市内にお住まいで、つぎのいずれかに当てはまる、65歳以上の方が対象になります。

- ① 一人暮らしの高齢者の方
- ② 高齢者のみで構成される世帯に属する方
- ③ 日中において、①、②のいずれかに該当する方
- ④ ①、②、③に掲げるもののほか、市長が必要と認める方

### 3 補助の内容

対象となる機器の購入及び設置費用の2分の1以内（上限5,000円）を補助します。  
（消費税含む、100円未満端数切り捨て）

ただし、付随するサービスの加入及び利用に要する費用等（その他の費用）は含みません。

### 4 申請方法

生活環境課へお問い合わせの上、対象機器を購入して、次のものをお持ちになり申請してください。

- ② 伊那市特殊詐欺等被害防止対策機器購入補助金交付申請書
- ② 領収書（商品名、購入金額、設置費用、購入日及び販売店が明記されているもの）
- ③ 機器の機能その他の仕様が記載されたものの写し  
（機器のカタログ、取扱説明書など）
- ④ 伊那市特殊詐欺等被害防止対策機器購入補助金交付請求書

### 5 ご注意

- ・ 申請できる期間は、対象機器を購入した年度の末日までです。
- ・ 補助金は申請者（使用者）本人の名義の口座へ振り込みとなります。

手続きなど詳しくは 伊那市役所 生活環境課 消費生活係  
電話0265-78-4111  
内線2211

E-mail [sei@inacity.jp](mailto:sei@inacity.jp) までお問い合わせください。